

千葉市公告第785号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年12月22日

千葉市長 神谷俊一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 イオンタウン稲毛長沼  
所在地 千葉市稲毛区長沼町112番2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名 称 イオンタウン株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 加藤 久誠  
住 所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙「小売業者一覧表（変更前）」のとおり  
（変更後）別紙「小売業者一覧表（変更後）」のとおり
- 4 変更の年月日  
平成26年6月30日 ほか
- 5 変更の理由  
小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更及び小売業者の入替えのため
- 6 届出の年月日  
令和3年9月28日
- 7 縦覧場所  
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
- 8 縦覧期間及び時間
  - (1) 縦覧期間  
令和3年12月22日から令和4年4月22日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
  - (2) 時間  
午前9時から午後5時15分まで